

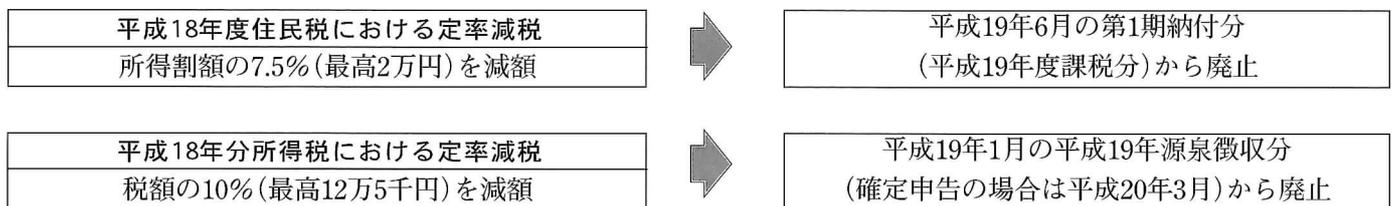
☆ポイント3 税源移譲による税率変更の適用時期が異なります

税源移譲により所得税が減額になるのは平成19年中の所得に係る分からで、住民税が増額になるのは平成18年中の所得をもとに平成19年6月に課税となる平成19年度分からです。

区分	個人住民税	所得税	備考
給与所得者 (所得税天引きの場合)	平成19年6月分の特別徴収 (給与天引き)から	平成19年1月分の給与の源泉徴収分から	所得税の 減額が先行
年金受給者 (所得税天引きの場合)	平成19年6月の 第1期納付分から	平成19年1月以降の年金の源泉徴収分から	
上記以外の場合 (個人事業者など)			平成20年3月の19年分確定申告から (予定納税は19年7月から)

☆ポイント4 税源移譲とは別に定率減税の廃止により税負担が増えます

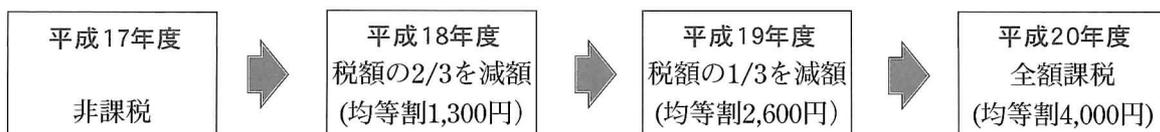
税源移譲による所得税と住民税を合計した税額は変わりませんが、平成19年度分の住民税と平成19年分の所得税から、これまで行われていた定率減税が廃止されますので、税源移譲とは別に、その減税されていた部分が増えることになります。



☆ポイント5 老年者非課税措置廃止に伴う経過措置があります

65歳以上で前年の*合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、平成18年度からこの措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前生まれの方に対しては、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられており、平成19年度は年税額の3分の1が減額されます。

昭和15年1月2日以前生まれで合計所得金額125万円以下の方の住民税経過措置



*合計所得金額とは、給与所得の場合は給与収入から給与所得控除額を差し引いた額、年金所得の場合は公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額、事業所得の場合は、総収入金額から必要経費を差し引いた額などの合計額をいいます。合計所得金額125万円以下とは給与収入の場合は年間2,044,000円未満、年金収入(65歳以上)の場合は年間245万円以下がその範囲になります。

※寡婦(夫)・障害者に該当する方は、合計所得金額が125万円以下であれば、今までどおり全額非課税です。

☆ポイント6 平成20年度から地震保険料控除が創設されます

地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除が見直され、平成20年度分住民税から地震保険料控除が創設されます(所得税は平成19年分から適用)。

- 1 支払った地震保険料の2分の1相当が所得控除(上限：住民税2万5千円、所得税5万円)として認められます。
- 2 平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)については、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます。ただし、この経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方を適用する場合の控除額の上限は2万5千円(所得税は5万円)になります。
- 3 短期損害保険料控除(上限：住民税2千円、所得税3千円)は廃止になります。

問合せ先

- ◎住民税に関すること 市役所税務課市民税担当へ ☎(43)1111
- ◎所得税に関すること 大月税務署個人課税部門へ ☎(22)3153